

在職中の方、定年退職等が近い方も  
ぜひご相談ください！！



毎週「水曜日」

実施中！！

年金アドバイザーによる

ね

ん

き

ん

相

談

雇用保険と老齢厚生年金(60歳台前半に受給するものに限る)との  
併給調整等のご相談ができます。

?



どのような人が相談の対象になりますか？

⇒65歳前に特別支給の老齢厚生年金を受給している方、または受給予定の方。

?



雇用保険と老齢厚生年金との併給調整とは何ですか？

⇒65歳未満の方が、雇用保険の基本手当や高年齢雇用継続給付を受給すると年金は支給停止になります。調整内容は個々人で異なりますのでご相談ください。

他にはどのような相談ができますか？

⇒退職後の国民健康保険料の軽減措置や、まだ年金を受給していない若年者の方の退職後の年金保険料の納付及び健康保険の手続きについてもご相談ください。

(※ハローワークでは年金・健康保険の各種手続きは受け付けておりませんのでご了承ください)

<相談予約日時>

年 月 日

- ① 09:00~10:00    ② 10:00~11:00    ③ 11:00~12:00  
④ 13:00~14:00    ⑤ 14:00~15:00    ⑥ 15:00~16:00

※ 事前の予約が必要ですが当日の申込みも可能ですのでお気軽にご相談ください。

ハローワーク上越 雇用保険課 ☎025-523-6121 (部門コード11#・21#)